

証券取引約款（新旧対照表）

平成 18 年 2 月

新	旧
<p>下線部分が変更箇所となります。</p> <p>第 21 条の 2（上場されていない有価証券に係る注文） <u>(1)お客様が、証券取引所に上場されていない有価証券について、同一日における同一銘柄の有価証券の売買等の注文を行うことができる回数は、当社が定める回数の範囲内とします。</u> <u>(2)お客様が、証券取引所に上場されていない投資信託受益証券のうち金額を指定した解約または売付けが可能なものについて、解約または売付けに係る注文を行う場合には、当社が定める金額以上の金額を指定することその他の当社が定める条件により行うものとします。</u></p> <p>第 98 条の 2（偽造カードによる現金引出し） <u>(1)この約款の規定に基づき当社がお客様に交付したカード（以下「真正カード」といいます。）以外のカード等その他これに類似するもの（以下「偽造カード」といいます。）による現金の引出し（提携ATMを利用した現金の引出しをいいます。以下同じ。）が行われた場合は、お客様の故意による場合または当社が当該引出しについて善意でかつ過失がない場合であってお客様に重大な過失がある場合を除き、当社は、当該現金引出しがなされたお客様に対して、当該引き出された金銭に相当する金額（当該引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合は、その金額を含みます。以下同じ。）の補償を行うものとします。</u> <u>(2)前項の場合、お客様は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。</u></p> <p>第 98 条の 3（盗難カードによる現金引出し） <u>(1)真正カードが盗取された場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、お客様は、当社に対し、当該盗取に係るカード（以下「盗難カード」といいます。）を用いて引き出された金銭に相当する金額の補償を求めることができます。</u> <u>①お客様がカードの盗難に気付いてから、速やかに、当社に対し通知を行ったこと</u> <u>②当社の調査に対し、お客様より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明を行ったこと</u> <u>③お客様が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、当社に対し示していること</u> <u>(2)前項の補償の求めを受けた場合、当社は、当該補償の求めに係る現金引出しが盗難カードを用いて行われた不正なものではないこと、またはお客様の故意により行われたことを証明した場合を除き、お客様に対して、同項第 1 号の通知が当社へ行われた日の 30 日（ただし、当該通知をすることができなかったことについてやむを得ない特別の事情がある期間があることをお客様が証明したときは、30 日に当該特別の事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日以後において行われた現金引出しにより引き出された金銭に相当する額（以下「補償対象額」といいます。）の補償を行うものとします。ただし、当社が、当該現金引出しが盗難カードを用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと、および当該引出しがおお客様の過失（重大な過失を除きます。）により行われたことを証明した場合は、当社が補償を行わなければならない金額は、補償対象額の 4 分の 3 に相当する金額とします。</u> <u>(3)前 2 項の規定は、第 1 項第 1 号の通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カードを用いて行われた不正な現金引出しが最初に行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</u> <u>(4)第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は同項の責任を負いません。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>①当該補償の求めに係る現金引出しが盗難カードを用いて不正に行われたことについて当社が善意でかつ過失がないこと、および次のいずれかに該当すること</p> <p>イ、当該現金引出しがお客様の重大な過失により行われたこと</p> <p>ロ、当該現金引出しがお客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと</p> <p>ハ、お客様が、第1項第2号に規定する当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>②当該盗難カードに係る盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われたこと</p> <p>第98条の4（補償に係る調整規定）</p> <p>(1) 第98条の2または前条の規定に基づく補償を受けることができることとされるお客様に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部または一部に係る支払いがなされた場合においては、当社は、その支払いの金額の限度でお客様に対して補償を行う義務を免れるものとします。ただし、前条第2項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、当社は、当該支払いの金額が補償対象額から同項ただし書の規定に基づく補償を受けることができることとされる金額を控除した金額を超えるときに限り、当該超える金額の限度でお客様に対して補償を行う義務を免れるものとします。</p> <p>①偽造カードまたは盗難カードを用いて行われた現金引出しが弁済または貸付けの効力を有しない場合にお客様が当社に対して有する当該引出しに係るお客様の資産の返還請求権</p> <p>②偽造カードまたは盗難カードを用いて行われた現金引出しが弁済または貸付けの効力を有する場合にお客様が当該引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権</p> <p>(2) 第98条の2または第98条の3の規定による補償を受けたお客様は、当該補償を受けた金額の限度において、前項第1号に掲げる請求権に係る支払の請求を行うことができないものとします。</p> <p>(3) 当社は、第98条の2または第98条の3の規定によりお客様に対し補償を行った場合は、その補償を行った金額の限度において、お客様の有する第1項第2号に掲げる請求権を取得するものとします。</p> <p>第142条（免責事項）</p> <p>(1) 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p> <p>①～⑦（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>⑧カードの暗証番号の盗用などにより生じた損害。ただし、第98条の3および第98条の4に規定する場合を除きます。</p> <p>⑨提携ATMをご利用される場合に、誤操作により引出しや申込みが不可能となるなど、不測の事態が発生したことによる損害。</p> <p>⑩カードの紛失の場合において、当社への届け出の前に生じた損害。</p> <p>⑫⑬を⑪⑫へ変更</p> <p>附則</p> <p>第2条（経過措置）</p> <p>(1) この約款の規定中、第21条の2の改正規定は、平成18年3月1日から実施いたします。</p> <p>(2) この約款の規定中、第98条の2の改正規定は、平成18年2月10日（以下「改正日」といいます。）以後に行われる現金の引出しについて、第98条の3の改正規定は、改正日以後にお客様から同条第1項第1号の通知が行われた場合に適用し、改正日前に行われた当該現金の引出しまたは通知に係る取扱いについては、なお従前の例によるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第142条（免責事項）</p> <p>(1) 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p> <p>①～⑦（省 略）</p> <p>⑧カードの偽造・変造または偽造・変造されたカードの使用により生じた損害。ただし、お客様に故意または重大な過失がない場合を除きます。</p> <p>⑨カードまたは暗証番号の盗用などにより生じた損害。</p> <p>⑩提携ATMをご利用される場合に、誤操作により引出しや申込みが不可能となるなど、不測の事態が発生したことによる損害。</p> <p>⑪カードの紛失、または盗難にあった場合において、当社への届け出の前に生じた損害。</p> <p>⑫⑬（省 略）</p> <p>附則</p> <p>第2条（一般債の取引の取扱いについて）</p> <p>この約款の規定中、第2条(1)④、第2条(2)④、第7条、第8章、第137条(2)、第138条(4)、および第142条(1)②④に規定する一般債の取引の取扱いについては、平成18年1月10日から実施いたします。</p>

以上